

最高人民法院・最高人民検察院による
知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈
(意見募集稿)

法により知的財産権侵害の犯罪を処罰し、社会主義市場経済の秩序を守るために、「中華人民共和国刑法」「中華人民共和国刑事訴訟法」の関連規定に従い、実際の業務を踏まえて、本解釈を制定する。

第一条 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十三条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 違法所得金額が三万元以上又は不法経営額が五万元以上であった場合。

(二) 2種類以上の登録商標を詐称し、違法所得金額が二万元以上又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条に規定する行為の実施により行政処罰を受け、違法所得金額が二万元以上又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(四) 情状が重大なその他の事由。

登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の役務にその登録商標と同一の商標を使用した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十三条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 違法所得金額が十万元以上であった場合。

(二) 2種類以上の登録商標を詐称し、違法所得金額が五万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条に規定する行為の実施により行政処罰を受け、違法所得金額が五万元以上であった場合。

(四) 情状が重大なその他の事由。

商品の登録商標を詐称し、また役務の登録商標も詐称し、登録商標を詐称した商品の金額が本条第一項に規定する基準に満たないが、詐称した役務の登録商標による違法所得金額との合計が本条第二項に規定する基準に達した場合、刑法第二百十三条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

違法所得金額、不法経営額が本条前三項に規定する基準の十倍以上に達した場合、刑法第二百十三条に規定する「情状が特に重大な場合」と認定しなければならない。

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合、刑法第二百十三条に規定する「同一の商品、役務」と認定しなければならない。

(一) 行為者が実際に生産販売した商品の名称、実際に提供した役務の名称が、他人が指定商品に使用した商品、役務の名称と同一であった場合。

(二) 両者の商品名称は異なるが、機能、用途、主要原料、生産部門、消費対象、販売ルート等が同一であり、かつ関連公衆が一般的に同種の商品と認識している場合。

(三) 両者の役務名称は異なるが、役務の目的、内容、方式、提供者、対象、場所等が同一であり、かつ関連公衆が一般的に同種の役務であると認識している場合。

第三条 詐称された登録商標と完全に同一であり、又は詐称された登録商標とほとんど差異がなく、公衆の誤解を招き得る商標は、刑法第二百十三條に規定する「その登録商標と同一の商標」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合、詐称された登録商標とほとんど差異がなく、公衆の誤解を招き得る商標と認定しなければならない。

(一) 登録商標のフォント、アルファベットの大文字・小文字又は文字の横縦配列を変更し、登録商標との間にほとんど差異がないもの。

(二) 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間の距離を変更し、登録商標との間にほとんど差異がないもの。

(三) 登録商標の色を変更し、登録商標の顕著な特徴の反映に影響を与えないもの。

(四) 登録商標に商品の一般名称、型番等の顕著な特徴を欠く要素のみを追加し、登録商標の顕著な特徴の反映に影響を与えないもの。

(五) 立体登録商標の三次元標章及び平面要素とほとんど差異がないもの。

(六) 登録商標とほとんど差異がなく、公衆の誤解を招き得るその他の商標。

第四条 登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得金額が三万元以上であった場合、刑法第二百十四條に規定する「違法所得金額が比較的大きい」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合、刑法第二百十四條に規定する「その他重大な情状がある」と認定しなければならない。

(一) 販売額が五万元以上であった場合。

(二) 2年以内に刑法第二百十三條から第二百十五條に規定する行為の実施により行政処罰を受け、違法所得金額が二万元以上又は販売額が三万元以上であった場合。

登録商標を詐称した商品をまだ販売しておらず、商品金額が前項に規定する販売額基準の三倍以上に達し、又は販売額が前項の基準に満たないが、まだ販売していない商品の商品金額との合計が前項に規定する販売額基準の三倍以上に達した場合、登録商標詐称商品販売罪（未遂）で罪を確定し処罰する。

違法所得金額、販売額等が本条前二項に規定する基準の十倍以上に達した場合、刑法第二百十四條に規定する「違法所得金額が巨額であり又はその他特に重大な情状がある」と認定しなければならない。

販売額と未販売の商品金額がそれぞれ異なる量刑の幅に達した場合、又はいずれも同一の量刑の幅に達した場合、処罰が比較的重い量刑の幅又は同一の量刑の幅内で事情を考慮して重く処罰する。

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合、刑法第二百十四條に規定する「明らかに知りながら」と認定することができる。ただし、確実に知らないことを証明する証拠がある場合は、この限りではない。

(一) 自身が販売した商品の登録商標が変更され、交換され、又は上書きされたことを知っていた場合。

(二) 商標権者の授権文書を偽造、改ざんし、又は当該文書が偽造、改ざんされたことを知っていた場合。

(三) 登録商標を詐称した商品を販売したことにより行政処罰を受け、又は民事責任を負っており、さらに同一種類の登録商標を詐称した商品を販売した場合。

(四) 正当な理由なく市場価格より著しく低い価格で仕入れ又は販売した場合。

(五) 行政法執行機関、司法機関により登録商標を詐称した商品の販売を摘発された後、権利侵害商品、会計証憑等の証拠を移転、破棄し、又は虚偽の証明を提供した場合。

(六) 登録商標を詐称した商品であることを知っていたと認定できるその他の事由。

第六条 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十五条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 標識の数量が二万件以上、又は違法所得金額が三万元以上、又は不法経営額が五万元以上であった場合。

(二) 二種類以上の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した二種類以上の登録商標を販売し、標識の数量が1万件以上、又は違法所得金額が二万元以上、又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(三) 2年以内に刑法第二百十三条から第二百十五条に規定する行為の実施により行政処罰を受け、標識の数量が1万件以上、又は違法所得金額が二万元以上、又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(四) 情状が重大なその他の事由。

他人が違法に製造した、まだ販売していない標識の数量が前項に規定する基準の三倍以上に達し、又は販売した標識の数量が前項の基準に満たないが、まだ販売していない標識の数量との合計が前項に規定する基準の三倍以上に達した場合、登録商標標識不法製造販売罪（未遂）で罪を確定し処罰する。

標識の数量、違法所得金額、不法経営額が本条前二項に規定する基準の十倍以上に達した場合、刑法第二百十五条に規定する「情状が特に重大な場合」と認定しなければならない。

すでに販売した標識の数量とまだ販売していない標識の数量がそれぞれ異なる量刑の幅に達した場合、又はいずれも同じ量刑の幅に達した場合、処罰が比較的重い量刑の幅又は同一の量刑の幅内で事情を考慮して重く処罰する。

第七条 他人の専利を詐称した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、刑法第二百十六条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

(一) 違法所得金額が十万元以上又は不法経営額が二十万元以上であった場合。

(二) 専利権者に三十万元以上の直接的な経済損失を与えた場合。

(三) 他人の専利を2件以上詐称し、違法所得金額が五万元以上又は不法経営額が十万元以上であった場合。

(四) 2年以内に刑法第二百十六条に規定する行為の実施により行政処罰を受け、違法所得金額が五万元以上又は不法経営額が十万元以上であった場合。

(五) 情状が重大なその他の事由。

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合、刑法第二百十六条に規定する「他人の専利を詐称する」行為と認定しなければならない。

(一) 他人の専利証書、専利書類又は専利出願書類を偽造又は変造した場合。

(二) 許諾を得ずに、その製造又は販売する製品、製品の包装に他人の専利番号を表示した場合。

(三) 許諾を得ずに、契約書、製品説明書又は広告等の宣伝資料に他人の専利番号を使用し、人々に当該技術又は意匠を他人の技術又は意匠であるとの誤認を生じさせた場合。

第九条 刑法第二百七条に規定する行為を実施し、違法所得金額が三万元以上である場合、「違法所得金額が比較的大きい」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合、「その他特に重大な情状がある」と認定しなければならない。

(一) 不法経営額が五万元以上であった場合。

(二) 2年以内に刑法第二百七条、第二百八条に規定する行為の実施により行政処罰を受け、違法所得金額が二万元以上又は不法経営額が三万元以上であった場合。

(三) 他人の著作物又は録音・録画製品を複製、発行し、複製物の数が合計500部(枚)以上である場合。

(四) 情報ネットワークを通じて他人の著作物又は録音・録画製品を伝送し、その数が合計500件(部)以上である場合、又は実際に5万回以上クリックされた場合、又は1万回以上ダウンロードされた場合、又は会員制方式で伝送し、登録会員が1,000人以上である場合。

(五) 情状が重大なその他の事由。

主に技術措置を回避、破壊するための装置又は部品を故意に製造、輸入、他人に提供し、又は他人が技術措置を回避、破壊するために故意に技術役務を提供し、違法所得金額、不法経営額が前項に規定する基準に達した場合、著作権侵害罪により刑事責任を追究しなければならない。上記の行為を実施し、同時にその他の犯罪を構成する場合には、処罰がより重い規定に従い罪を確定し処罰する。

金額・数量が本条第一項に規定する基準の十倍以上に達する場合、「違法所得金額が巨額であり又はその他特に重大な情状がある」と認定しなければならない。

第十条 著作権者等の許諾を得ずに、複製、発行し、又は複製後まだ発行していない著作物、録音・録画製品を複製する行為は、刑法第二百七条に規定する「複製、発行」と認定しなければならない。複製とは、印刷、複写、石刷り、録音、録画、ダビング、

写真の複製、デジタル化等の方式で著作物、録音・録画製品を一部又は複数部作成する行為をいう。発行とは、行為者が他人の著作物、録音・録画製品の原本又は複製物を販売の方法で提供する行為をいう。

インターネット等の有線又は無線の手段により、公衆がその選定した日時及び場所において著作物、録音・録画製品にアクセスできるようにした場合、刑法第二百十七条に規定する「情報ネットワークを通じた公衆への伝送」と認定しなければならない。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合、刑法第二百十七条に規定する「著作権者の許諾を得ていない」と認定しなければならない。

- (一) 著作権者の授権を得ていない場合。
- (二) 著作権者の使用許諾の範囲を超えた場合。
- (三) 著作権者の使用許可文書を偽造、変造した場合。

第十二条 刑法第二百十七条に規定する著作物、録音・録画製品に通常的方式で署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権者又は録音・録画製作者と推定しなければならないが、かつ当該著作物、録音・録画製品に相応の権利が存在するが、反対の証明がある場合は、この限りではない。

係争著作物、録音・録画製品の種類が多く、かつ権利者が分散している事件において、係争複製品が違法に出版、複製・発行されたものであり、かつ出版者、複製・発行者が著作権者、録音・録画製作者の許諾を得た関連証拠材料を提供できないことを証明する証拠があるときは、刑法第二百十七条に規定する「著作権者の許諾を得ていない」「録音・録画製作者の許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄した場合、係争作品の著作権が中国の著作権法による保護を受けていない場合、又は著作権の保護期間が満了した場合は、この限りではない。

第十三条 刑法第二百十八条に規定する行為を実施し、違法所得金額が十万元以上である場合、「違法所得金額が巨額である」と認定しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合、「その他重大な情状がある」と認定しなければならない。

- (一) 販売額が二十万元以上であった場合。
- (二) 2年以内に刑法第二百十七条、第二百十八条に規定する行為の実施により行政処罰を受け、違法所得金額が五万元以上又は販売額が十万元以上であった場合。

権利侵害複製品をまだ販売しておらず、商品金額が前項に規定する販売額基準の三倍以上に達し、又は既に販売された金額が前項の基準に満たないが、まだ販売していない権利侵害複製品の商品金額との合計が前項に規定する販売額基準の三倍以上に達した場合、権利侵害複製品販売罪（未遂）で罪を確定し処罰する。

第十四条 刑法第二百十九条に規定する行為を実施し、次の各号のいずれかに該当する場合、「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

- (一) 営業秘密の権利者に与えた損失額が三十万元以上であった場合。
- (二) 営業秘密侵害による違法所得金額が三十万元以上であった場合。

(三) 営業秘密の権利者が営業上の重大な困難により破産、倒産することを直接引き起こした場合。

(四) 1年以内に不正手段により営業秘密を3回以上取得した場合。

(五) 2年以内に刑法第二百十九条、第二百十九条の一に規定する行為により行政処罰を2回以上受けているにもかかわらず、さらに営業秘密侵害行為を実施した場合。

(六) 情状が重大なその他の事由。

営業秘密の権利者に生じた損失額又は営業秘密侵害による違法所得金額が250万円以上であった場合、刑法第二百十九条に規定する「情状が特に重大な場合」と認定しなければならない。

第十五条 違法な複製、授権のない使用又は授権を超えたコンピュータ情報システムの使用等の方法により営業秘密を盗取した場合、刑法第二百十九条第一項第一号に規定する「窃盗」と認定しなければならない。

第十六条 国外の機構、組織、人員のために営業秘密の盗取、偵察、買収、不法提供を実施する行為は、本解釈第十四条第一項に規定する事由を有する場合、刑法第二百十九条に規定する「情状が重大な場合」と認定しなければならない。

第十七条 刑事訴訟手続において、当事者、弁護人、訴訟代理人又は非当事者が、営業秘密又はその他の秘密保持が必要な営業情報に関する証拠、資料に対して秘密保持措置を講じるよう書面にて申し立てた場合、事件の状況に応じて訴訟参加者による秘密保持承諾書の締結等の必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項の秘密保持措置の要求又は法律、法規に規定する秘密保持義務に違反した場合、法により相応の責任を負う。刑事訴訟手続において接触、取得した営業秘密を無断で開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合において、刑法の規定に符合するときは、法により刑事責任を追及する。

第十八条 事業単位が刑法第二百十三条から第二百十九条の一までに規定する行為を実施した場合、本解釈に規定する相応の個人犯罪の断罪量刑基準に従い罪を確定し処罰する。

第十九条 刑法第二百十三条に規定する登録商標詐称行為を実施し、また当該登録商標詐称商品を販売し、犯罪を構成する場合、登録商標詐称罪をもって罪を確定し処罰しなければならない。また他人の登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、犯罪を構成する場合、併合罪の実行としなければならない。

刑法第二百七条に規定する著作権侵害行為を実施し、さらに当該侵害複製品を販売し、犯罪を構成する場合、著作権侵害罪をもって罪を確定し処罰しなければならない。また他人の権利侵害複製品であることを知りながら販売し、犯罪を構成する場合、併合罪の実行としなければならない。

第二十条 特別な場合を除き、登録商標を詐称した商品、不法に製造した登録商標の標識、著作権を侵害した複製品、主に登録商標を詐称した商品、登録商標の標識又は権

利侵害の複製品を製造するための資材や道具は、法により没収し破棄しなければならない

上記の物品を民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合、権利者の申立を経て、民事、行政事件の終結後又はサンプル採取、写真撮影等の方法により証拠を固定した後に破棄することができる。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合、事情を考慮して重く処罰することができ、一般的に執行猶予を適用しない。

(一) 主に知的財産権侵害を業としている場合。

(二) 重大な自然災害、事故災難、公共衛生事件の期間において災害救援、防疫物資等の商品の登録商標を詐称した場合。

(三) 違法所得の引渡しを拒否した場合。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合、事情を考慮して軽く処罰することができる。

(一) 権利者の容赦を得た場合。

(二) 罪過を悔いている場合。

(三) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合。

第二十三条 知的財産権侵害の犯罪について、犯罪による違法所得金額、不法経営額、権利者に与えた損失額、権利侵害模倣品の数量及び社会的危害等の情状を総合的に考慮した上で、法により罰金に処さなければならない。

罰金額は、一般的に違法所得金額の 1 倍以上 5 倍以下で確定される。違法所得金額が確認できなくなった場合、罰金額は一般的に不法経営額の 50%以上 1 倍以下で確定される。違法所得金額と不法経営額がいずれも確認できなくなり、3 年以下の有期懲役、拘留又は単に罰金に処した場合、一般的に三万元以上百万元以下で罰金額を確定する。3 年以上の有期懲役に処した場合、一般的に十五万元以上五百万元以下で罰金額を確定する。

第二十四条 本解釈において「2 種類以上の登録商標」とは、商品・役務の出所が異なることを識別する 2 種類以上の登録商標をいう。登録商標は異なるが、同一の商品、役務で使用され、いずれも同一の商品、役務の出所であることを示す場合、「2 種類以上の登録商標」と認定してはならない。

本解釈でいう登録商標の標識の「件」とは、一般に完全な商標図面を有する単一の標識をいう。1 件の有形媒体に数個の標識の図面が印刷されている場合において、当該標識の図面を有形媒体から離して単独で使うことができないときは、1 件の標識と認定しなければならない。

第二十五条 本解釈でいう「不法経営額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程で、製造、保管、輸送、販売した権利侵害製品の価値をいう。

既に販売した権利侵害製品の価値は、実際に販売した価格に基づいて計算する。まだ販売していない権利侵害製品の価値は、すでに確認された権利侵害製品の実際の販売平均価格に基づいて計算する。実際の販売平均価格が確認できなくなった場合、権利侵害製品の表示価格に基づいて計算する。実際の販売価格が確認できなくなった場合又は権利侵害製品に表示価格がない場合、権利侵害製品の市場中間価格に基づいて計算する。

登録商標を詐称した製品について、すでに制作が完了したが、まだ標識が付されておらず、又は全部が付されていない場合において、当該製品が他人の登録商標を詐称したことを証明する確実かつ十分な証拠があるときは、その価値を不法経営額に計上する。

本解釈でいう「商品金額」は、前項に規定するまだ販売されていない権利侵害製品の価値認定に従う。

第二十六条 本解釈でいう「販売額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程で、権利侵害製品を販売した後得た、得べきすべての違法収入をいう。

本解釈でいう「違法所得金額」とは、行為者が権利侵害行為により獲得したすべての違法収入から原材料、販売商品又は役務提供に使用した商品の購入代金等の直接的に経営活動に必要な支出を控除した後の残余额をいう。会員費、サービス料、広告料等の徴収により利益を得ている場合、徴収した費用は「違法所得」と認定しなければならない。

第二十七条 知的財産権侵害行為を複数回実施し、行政処理又は刑事処罰を経していない場合、不法経営額、違法所得金額、販売額等を累計して計算する。

第二十八条 本解釈に規定する営業秘密侵害の「損失額」は次の各号に掲げる方法に従い認定しなければならない。

(一) 不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な使用料に基づいて確定することができる。

(二) 不正手段で権利者の営業秘密を取得した後に、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。ただし、当該損失額が営業秘密の合理的な使用料より低い場合、合理的な使用料に基づいて確定する。

(三) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持の関連要求に違反し、その開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。

(四) 営業秘密が不正手段により取得されたものか又は権利者の営業秘密保持の関連要求に違反して開示、使用を許諾されたものであることを知りながらも、なお取得、開示、使用又は他人への使用許諾を行った場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失に基づいて確定することができる。

(五) 営業秘密侵害行為により営業秘密が既に公衆に知られたか又は破壊された場合、当該営業秘密の商業的価値に基づいて損失額を確定することができる。営業秘密の商業

的価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益に基づいて総合的に確定することができる。

前項第二号、第三号、第四号に規定する権利者が権利を侵害されたことにより生じた売上利益の損失は、権利者が権利を侵害されたことにより生じた販売量減少の総数に、権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。販売量減少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。営業秘密が役務等のその他の経営活動に使用された場合、損失額は権利者が権利を侵害されたことにより減少した合理的な利益に基づいて確定することができる。

営業秘密権利者が営業運営、営業計画の損失を軽減し、又はコンピュータ情報システムのセキュリティ、その他のシステムのセキュリティを回復するために支出した救済費用は、営業秘密権利者に与えた損失として計上しなければならない。

第二十九条 本解釈に規定する営業秘密の「違法所得金額」の侵害は次の各号に掲げる方法に従い認定しなければならない。

(一) 営業秘密を開示し又は他人にその使用を許諾することにより取得した財物又はその他の財産上の利益の価値。

(二) 営業秘密の使用によって得られた利益は、侵害製品の販売量に権利者の一製品あたりの合理的な利益を乗じることで確定することができる。

第三十条 被害者が証明する証拠のある知的財産権侵害刑事事件について、人民法院に直接提訴する場合、人民法院は法により受理しなければならない。社会秩序、国益を著しく害する知的財産権侵害刑事事件は、人民検察院が法により公訴を提起する。

人民法院は法により知的財産権侵害の刑事自訴事件を受理し、当事者は、客観的な原因により取得できない証拠について、自訴を提起するときに関連する手がかりを提供することができる。人民法院に調査・収集を申し立てる場合、人民法院は法により調査、収集しなければならない。

第三十一条 本解釈は、 年 月 日から施行する。

本解釈の施行後、「最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈」（法积[2004]19号）、「最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（法积[2007]6号）、「最高人民法院・最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干問題に関する解釈（三）」（法积[2020]10号）は、同時に廃止する。

出所：最高人民法院公式サイト 2023年1月18日

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-386871.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。